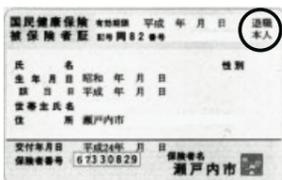


国民健康保険 退職者医療制度

該当する場合は手続きを

国民健康保険では、次の条件に該当する人と、その家族の人は「退職者医療制度」で医療を受けます。

退職者医療制度では納める国民健康保険税や医療費の窓口負担割合（3割）に違いはありません。しかし、7割分の医療費の財源が保険税と支払基金からの交付金で賄われ



国民健康保険証の種類を確認（右上丸印）

るため、適正に加入することで、市の負担が軽減し、国民健康保険税の増額を抑えることにつながります。

この条件に該当する人で、退職者医療制度の国民健康保険証（表面の右上に「退職」と表記があります。上図参照）を持っていない場合は、対象者全員の保険証と年金証書（退職被保険者に該当する人）を持参し、手続きをしてください。

【退職被保険者（本人）の条件】

- ① 年金の受給権があること
- ② 65歳未満であること
- ③ 厚生年金や共済年金に20年以上、または40歳以降10年以上加入していること

【退職被扶養者（家族）の条件】

- ① 退職被保険者により生計を維持していること
- ② 65歳未満であること
- ③ 年間の収入が130万円未満（60歳以上または障害者の場合は180万円未満）であること

■問い合わせ・申請先

市民課
☎0869・22・1790

森林の所有者届出制度

森林法が改正され、4月以降に森林の土地を取得した人を対象に、取得した土地の面積にかかわらず、その土地のある市町村長への事後届出が義務付けられました。

▼対象 売買や相続などで地域森林計画の対象となる森林の土地を新たに取得した個人または法人

※国土利用計画法に基づき土地売買契約について届出している場合を除きます。

▼届出方法

届出書は、産業振興課・各支所・出張所にあります。届出書に記入・押印の上、土地を取得したことが分かる書類（登記事項証明書や土地売買契約書など）の写しおよび土地の位置を示す図面を添付し、産業振興課に提出してください。

▼届出期間

土地の所有者となった日から90日以内
※届出書は、市ホームページ

減免します

障害のある人の軽自動車税

身体に障害のある人や重度の精神障害のある人が所有している軽自動車は、一定の条件により、申請によって、1人1台に限り軽自動車税が減免されます。4月1日現在で、満18歳未満の身体に障害のある人、または精神に障害がある人は、その人と生計を同じくする人が所有する軽自動車も対象となります。

障害の等級によっては減免の対象にならない場合があります。また、自動車税の減免を受けている人は軽自動車税の減免を受けることはできません。

▼申請方法

申請書は税務課、各支所、出張所にあります。印鑑、障害者手帳・療育



からダウンロードすることが出来ます。
HP http://www.city.setouchi.jp/ife/support09_8.html

■問い合わせ先

岡山県備前県民局森林企画課
☎086・233・9833

集合住宅に住んでいる皆さんへ 方書を住民票に記載

これまで、住民票などに住所の方書（アパートなどの集合住宅の建物名・居室の番号など）を記載していませんでしたが、共同住宅の増加により、従来の記載では住所の正確な把握が難しくなっているため、6月18日（月）から、方書を住所の一部として住民票などに記載します。

▼変更内容（例）

・6月17日まで
瀬戸内市邑久町尾張300番地1

・6月18日から
瀬戸内市邑久町尾張300番地1 △△アパート〇号

※右線の部分を記載します。

なお、現在、方書を登録し

5月5～11日は児童福祉週間です

「児童福祉週間」は、国民全体に児童福祉の理念や制度の周知を図り、児童福祉に対する理解と認識を深めることを目的として、昭和22年に制定されたものです。

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間、全国各地で各種の啓発事業や行事を実施しています。



平成24年度「児童福祉週間」標語は「ニコニコは『なかよくしよう』のあいずだよ」です。家族や子どもの健やかな成長をみんなで考えていきましょう。

児童福祉関係の心配ごとなどがある人は、お気軽にご相談ください。

■問い合わせ・相談先
子育て支援課
☎0869・26・5947

手帳・精神障害者保健福祉手帳、運転する人の運転免許証を持参し、手続きをしてください。平成20年度以降の減免申請内容（障害の等級、車、運転者など）に変更がない場合は、申請書を提出する必要はありません。

■問い合わせ先
税務課
☎0869・22・1114

おり募集します。

▼募集団地
（団地名、所在地、構造）
・井尻団地
長船町東須恵427-1
簡耐平屋建

▼規格 3DK
▼戸数 1戸
▼家賃 収入により決定
▼敷金 家賃の3カ月分
▼入居日 6月1日（金）

▼申込受付期間
5月1日（火）～15日（火）
午前8時30分～午後5時15分

■問い合わせ・申込先
建設課
☎0869・22・2649

市営住宅の入居者を次のと

☎0869・22・2649

ている世帯には、5月末までに登録内容をお知らせしますので確認してください。

方書を登録していない世帯で、記載を希望する場合はお問い合わせください。

また、6月17日までに発行した住民基本台帳カードや電子証明書には方書の記載はありません。有効期間の満了まで引き続き使用できますが、住民基本台帳カードへの方書記載や電子証明書の再発行を希望する人は、6月18日以降に市民課で手続きを行ってください。手続きの際に持参するものなど、詳細については、

お問い合わせください。

※有効期間内の住民基本台帳カードや電子証明書を持っている人に限り、無料で手続きができます。

■問い合わせ先
方書について
市民課
☎0869・22・1115

で、左図のとおり公共下水道の供用を開始しています。

対象となる区域にお住まいの皆さんは、早期の接続をお願いいたします。

▼供用開始区域
【牛窓地域】
・処理区名 牛窓処理区
・区域名
長浜の一部区域

牛窓・長船地域の一部分

【長船地域】
・処理区名 長船中央処理区
・区域名
服部と土師の一部区域

下水道の供用区域を拡大

牛窓地域と長船地域の一部分

▼問い合わせ先
下水道工務課
☎0869・22・5151

牛窓処理区



長船中央処理区



今回供用開始区域 既供用区域